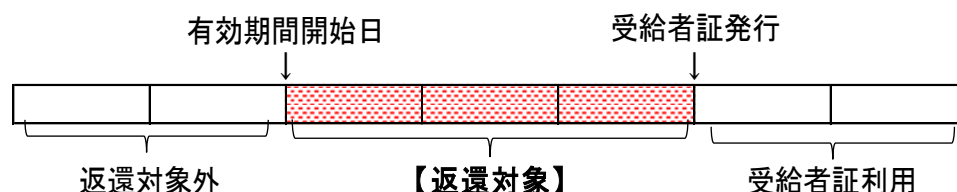


# 受給者証が届くまでに支払った医療費の返還について

特定医療費（指定難病）の申請後、受給者証が届くまでに支払われた医療費は『療養費請求（償還払）』の手続きをすることで、公費負担分が返還されます。



## 1. 請求手続きをしていただく前に、ご確認ください。

医療費が高額療養費(\*)の対象となった場合には、先に保険者（健康保険組合等）へ高額療養費の請求を申請し、その支給決定通知の写しを添付して償還払の手続きをしてください。その後、自己負担上限月額を超える支払分を滋賀県から返金いたします。高額療養費の該当がある方で、未申請の場合は受付できません。

※高額療養費に該当するかについては、裏面の一覧表を参考にしてください。また、医療費が高額療養費の支給対象になるかご不明な場合は、ご加入の保険者へお問い合わせください。

## 2. 請求に必要な書類をご確認ください。

### ①特定医療療養費請求書

請求金額以外の項目を記入してください。

### ②特定医療療養費証明書（対象期間内に受診された医療機関等に作成を依頼してください。）

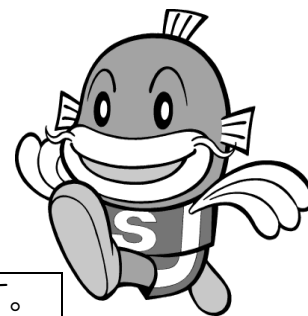
または 自己負担上限額管理票の写し（既に記載がある場合のみ）

### ③特定医療費（指定難病）受給者証

### ④通帳の写し

金融機関・支店・口座番号・口座名義(か)の明記されている箇所

### ⑤健康保険組合等の高額療養費の支給決定通知（該当者のみ）



## 3. お住まいの地域を管轄する保健所にて、申請をお願い致します。

|                   |              |                                    |
|-------------------|--------------|------------------------------------|
| 大津市保健所<br>(保健予防課) | 077-522-6766 | 〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階 |
| 草津保健所             | 077-562-3534 | 〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75           |
| 甲賀保健所             | 0748-63-6148 | 〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200            |
| 東近江保健所            | 0748-22-1300 | 〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22           |
| 彦根保健所             | 0749-21-0281 | 〒522-0039 彦根市和田町 41                |
| 長浜保健所             | 0749-65-6610 | 〒526-0033 長浜市平方町 1152-2            |
| 高島保健所             | 0740-22-2419 | 〒520-1621 高島市今津町今津 448-45          |

※請求期限は、対象月から5年以内です。

※受付後に振込口座の修正・凍結等が発生した場合は、至急保健所にご連絡ください。

（口座情報に誤りがある場合を除いて、振込先を変更することはできません）

<69 歳以下の方の上限額>

| 適用区分 | ひと月の上限額（世帯ごと）                     |
|------|-----------------------------------|
| ア    | 252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1 % |
| イ    | 167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1 % |
| ウ    | 80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1 %  |
| エ    | 57,600 円                          |
| オ    | 35,400 円                          |

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

<70 歳以上の方の上限額>

| 適用区分 | ひと月の上限額（世帯ごと）                     |          |
|------|-----------------------------------|----------|
|      | 外来（個人ごと）                          |          |
| Ⅵ    | 252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1 % |          |
| Ⅴ    | 167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1 % |          |
| Ⅳ    | 80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1 %  |          |
| Ⅲ    | 18,000 円<br>(年 14 万 4 千円)         | 57,600 円 |
| Ⅱ    | 8,000 円                           | 24,600 円 |
| Ⅰ    |                                   | 15,000 円 |

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69 歳以下の場合は 2 万 1 千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。